

内閣官房（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
162	B 地方に 対する規 制緩和	11_その 他	地方創生テレワ ーク交付金の制度 拡充	地域の実情に応じ、対象経 費のソフト事業への重点配 分を可能とすること。 リタイアインフラの活用を促 進するため、小規模多数の ハード整備が可能となるよ う、件数制限を緩和すると ともに、単独入居型を対象 とすること。	当県では、既にある程度サテライトオフィスの進出が進んでいることから、ハード整備よりも、進出企業間や地域企業との協働事業や地域支援のための活動経費等のソフト支援に重点を置きたいところ、ソフト事業への経費配分が1団体当たり1,200万までと低いことに加え、施設整備件数が「最大3件まで」、かつ「単独入居型は対象外」とされているため、進出企業が地域の空き家や役割を終えた公共施設等のリタイアインフラを自ら探し(あるいは行政によるマッチングの上)、小規模な改修を行うことにより、サテライトオフィスとして整備し、単独で活用する形態での支援により、多数の企業を呼び込みたい場合に活用できないことから、本交付金の十分な活用が図られていない。	リタイアインフラを有効活用したきめ細かな施設整備が図られ、多数の企業を呼び込むことが可能となるとともに、地域内での協働事業や起業支援といったソフト事業に重点を置いた支援を行う等、地域の実情に応じたサテライトオフィスの運営支援が可能となり、サテライトオフィス進出の加速化・定着化が図られる。	地域再生法13条、地域再生法施行令9条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知)、地方創生テレワーク交付金の取扱いについて(令和3年1月18日内閣府地方創生推進室)	内閣官房、内閣府	徳島県、愛媛県、高知県
210	B 地方に 対する規 制緩和	11_その 他	地方創生移住支 援事業に係る移 住元要件の緩和	地方創生移住支援事業における移住支援金対象者の移住元要件について、年数要件を廃止するとともに、居住地等要件を緩和すること。	地方創生移住支援事業における移住支援金対象者については、令和元年12月に一部要件が緩和されたが、その後、申請件数や問合せ件数の増加にはつながっていない状況にある。 東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地を除く東京圏から地方への移住の促進が必要であることから、移住支援金対象者の移住元要件について、より一層緩和いただきたい。 具体的には、 ・現在設定されている居住や就業に係る年数要件を廃止いただくとともに、 ・居住地・就業地要件については、 現在の「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住かつ東京23区内への通勤」から、「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住かつ通勤」に緩和いただきたい。	東京一極集中の是正	移住支援事業・マッチング支援事業について(令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局)	内閣官房、内閣府	岩手県、盛岡市、宮古市、久慈市、陸前高田市、八幡平市、葛巻町、西和賀町、一戸町、宮城県

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
162	盛岡市、川崎市、山梨県、長野県、田原市、兵庫県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市	<p>○既存インフラ(既存の民間等空きオフィス)が多数存在することから、ハード整備個所を指定する前提ではなく、柔軟に受入ができるようにして欲しい。また、単独入居型を対象として欲しい。</p> <p>○ソフト事業では、ハード整備個所を指定せずとも、サテライトオフィスの誘致活動(補助金、業務委託等)を実施できるようにして欲しい。</p>	<p>「進出企業間や地域企業との協働事業や地域支援のための活動経費等」については、令和3年度補正予算において措置されたデジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ(以下「本交付金」という。)において、従来のサテライトオフィス等の施設整備・運営以外のソフト経費(交付対象上限額:1,200万円)に加え、サテライトオフィス等への進出企業と地元企業等が連携して行う地域活性化に資する事業に対して、地方公共団体を通じて助成する「進出企業定着・地域活性化支援事業」(交付対象上限額:3,000万円)を支援メニューとして拡充済みである。</p> <p>また、施設上限数について、過剰な施設整備・プロジェクト推進等を抑止する観点から1団体あたりの整備施設数の上限を「3施設」としているところであるが、令和2年度第3次補正予算において措置された地方創生テレワーク交付金の採択団体にあつては、施設数の上限や交付上限額については新規団体と同様に扱うこととしており、KPIの進捗状況等の資料提出の申請要件を満たせば、追加で3施設を上限として申請することが可能な設計としている。本交付金は企業等がサテライトオフィス等を利用することによる地方へのひとの流れを創出することを目的としているところ、限られた財源の中で高い施策効果を図るため、複数の企業等がサテライトオフィス等として利用可能な施設を整備する場合に限り交付対象としている。</p>
210	仙台市、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、兵庫県、鳥取県、高知県、大分県	<p>○過去2年間において、移住支援金の支給要件を満たす移住相談者がおらず支給実績がないため、対象者を増やすため移住元要件を緩和していただきたい。</p> <p>○東京一極集中の是正の対象として、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県を「東京圏」と定義しているが、当県では、既に人口減少が進んでいる地域があり、東京一極集中への危機感他他の地方と変わるものではない。</p> <p>○コロナ禍により首都圏在住者の地方移住への意識が高まりつつある。実際に、23区外の首都圏在住・勤務者から対象とならないかといった問い合わせが入ることもある。地方移住の促進を図るため、移住元要件の緩和は必要なことと考える。</p> <p>○「東京圏に住んでいるが、23区への通勤はしていない方」から、移住支援金に関する問い合わせを受けたが、対象としてご案内できず、当市への移住につなげることができなかつた事例があることから、移住元要件を緩和することにより、移住者の更なる確保につながると考える。</p> <p>○居住地・就業地要件については、東京圏一極集中の是正という事業趣旨に鑑み、就業要件を廃止し、東京圏に一定期間居住していれば可としてもよいと思われる。</p> <p>○当該事業は、「東京圏への過度な一極集中の是正」を目的とした事業であるので、在住要件としては、「東京23区の在住者」だけでなく、「東京圏への在住者」についても移住元の要件とすることは事業の趣旨に沿うものとなっていると考える。</p> <p>○23区以外の東京圏内で在住在勤している方から問い合わせが実際にあることから、提案の通り拡大することにより、移住者の増加が見込まれる。</p>	<p>地方創生移住支援事業は、東京圏の一極集中の是正を目的としている。東京圏内においても、人口が減少している市町村や条件不利地域を含んでいる市町村が存在しており、居住地等要件を「東京圏への在住かつ通勤」に緩和すると、そのような市町村から人口が流出することが容易に想像できる。よって、本事業では、特に転入超過が続き人口が集中している23区に着目し、「東京23区内に在住」又は「東京圏に在住かつ東京23区内への通勤」に限ることとしている。</p> <p>また、年数要件を廃止すると、短期間の東京在住者(新規学卒者のUターン者や一時的な居住者等)も対象となり、本事業の趣旨に反するため年数要件を設定している。</p> <p>なお、令和元年12月に年数要件を緩和したほか、本年度からは一定条件の下、通学期間も移住元の対象期間に加算可能としている。</p>